



第4号様式

流教博第43号

令和8年5月12日

流山市監査委員 岩原 淳一 様

流山市監査委員 中川 弘 様

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年2月19日付け、流監第144号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担 当

流山市教育委員会

生涯学習部 博物館

次長兼学芸係長 小川

TEL 04(7159)3434

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和8年2月19日・流監第144号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部博物館	意見	概算払いをした経費について、未精算となっている事案があった。概算払いをすることができる経費については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び規則により定められており、その目的達成後、速やかに精算の手続きが求められていることから、適正な時期に精算処理が行われるよう伝票事務処理体制の強化を図られたい。	再発防止のため、未精算確認方法のマニュアルを作成し、経緯とともに課内で周知しました。今後は定期的に財務会計システムを確認し、未精算の事務の発生・遅延を防ぎ、速やかな精算処理を実施するよう、徹底して努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。